

第3回（平成28年3月15日）

○松元総務課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員の計9名が御出席です。

事務局からは、其田事務局長、総務課長の松元、山本参事官が出席しております。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日は、資料1から4までの計4点となっております。

資料の不足などがございましたら、お申し付けください。

以後の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第3回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は3つです。

議題（1）国会報告の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 個人情報保護法第70条におきまして「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない」とされています。

これまでは同じ内容を規定しておりました番号法第56条に基づきまして、特定個人情報保護委員会として、平成25年度分を平成26年11月7日に、平成26年度分を平成27年6月19日に、それぞれ国会に報告したところです。

平成27年度分につきましては、本年1月1日から3月31日までの分は、個人情報保護法第70条に基づきまして、平成27年4月1日から12月31日までの分は、改正前の番号法第56条の規定に基づきまして、報告をするものでございます。

本日、素案について御議論を頂きまして、案として御決定いただければ、各省協議を行いまして、おって閣議決定・国会報告に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

○堀部委員長 続けて、事務局、お願いします。

○事務局 本件は国会報告前に案文が世の中に公表されるのは適当ではない性質の文書でございますので、資料は公表しない扱いで、御承知おきいただければと思います。

平成27年度国会報告の素案でございます。3ページ目に目次がございます。

第1章として、委員会の組織等及び所掌事務について、法律等から引いた内容のものを主に書かせていただいております。

第2章は、平成27年度に当委員会で行った所掌事務の処理の状況を記載する欄でございます。Ⅰでマイナンバー制度の関係、Ⅱで個人情報保護法の関係、Ⅲでそれらに共通する事務についての御報告を書かせていただいております。

4ページ目に参考扱いの目次を付けさせていただきました。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに該当するそれぞれの分野の部分について参照する際の簡易な目次でございます。

内容につきましては、事前に各委員にも一度御参照いただいておりますので、全体ではなく、昨年度版からの主だった変更点を中心に御説明させていただきます。

6 ページ以降は、第 1 章で組織と所掌事務の関係でございますけれども、7 ページ目に「2」といたしまして、本年 1 月から改組により立ち上がりました個人情報保護委員会の設置経緯について、新たに書き起こささせていただいております。

8 ページ目はその委員会の組織ということで、平成28年、本年新たに着任をされた委員の方も含めまして、委員についての御紹介を「1 組織」の中で書かせていただいております。

同じ 8 ページ目の「3 組織理念」の中で、前回委員会で御決定を頂きました委員会の組織理念について、記載させていただいております。

14 ページ目からが第 2 章で、所掌事務の処理状況について記載をさせていただいているページです。冒頭でございますとおり、特定個人情報保護委員会を26回開催いただきましたことと、今は数字を黒塗りにしておりますが、3 月末までに個人情報保護委員会としての委員会会議を開催いただいて、必要な審議決定を行ったことを記載しております。

以下は各論でございます。まず「I マイナンバー制度に関する事務」の第 1 節は監視・監督等の関係の事務でございます。

15 ページ目の上から 3 段落目ぐらいの「平成27年度においては」という辺りで、政府として閣議決定をしたサイバーセキュリティ戦略等を踏まえまして、マイナンバーの関係でも、個人番号利用事務で使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築等を行うべしということ盛り込んだ旨ですとか、同じく15ページの2の(1)では、平成27年度の監視・監督方針を定めましたこと、16ページの(2)では、漏えい事案が発生した場合の法やルールの整備を行いました。17ページの(4)になりますが、日本再興戦略の中で、マイナンバーのセキュリティ監視・監督体制の整備のことも謳われておりますので、それを踏まえて体制整備を行っていることについて、記載をしております。

18 ページはその監視・監督に係る処理状況でございますが、3の(1)として、漏えい事案の報告に関する記載と(2)につきましても、今後の監視・監督の向上を図るために、行政機関、地方公共団体に対して、試行的な立入検査を実施したことについて、記載をしております。

同じページの4の苦情あっせん相談については、マイナンバーの苦情あっせん相談窓口における相談の受付状況について記載をしております。

19 ページが第 2 節の特定個人情報保護評価でございますが、構成は昨年とほぼ同様ですが、1 としまして、委員会で承認を頂きました評価書についてのまとめ、20 ページの 2 は各機関が公表している評価書の公表の状況について、整理をさせていただいております。

第 3 節は「その他」といたしまして、マイナンバー法の中で、特定個人情報の提供が認められる場合を第19条の中で限定列挙しておりますけれども、その関係で第19条第14号に基づいて委員会で定める規則につきましても、2 件制定させていただいておりますので、そのことについて、1、2 の中でそれぞれ内容を説明しております。

以上がマイナンバー法関係でございます。

22ページからが「Ⅱ 個人情報保護法に関する事務」の内容でございます。個人情報保護法については、1月の改組から、当委員会の所掌事務として移管されてきております。

1の中では、これまでも開かれていた関係省庁連絡会議について、当委員会が担うこととなっているという旨を記載しています。また、個人情報保護法の質問ダイヤルを開設して、この3か月間の問合せの受付状況について、整理しております。

2の中では、改正個人情報保護法の施行準備をしている旨を記載しております。

23ページ目に移っていただいて、Ⅲはマイナンバーと個人情報保護法それぞれに共通する事務として、広報等の記載をしております。

第1節は広報でございまして、1の中では、マイナンバーガイドラインの説明会等の実績ですとか、2段落目は、個人情報保護法について、先月に行いましたシンポジウムにつきまして、記載をしております。

24ページ目の第2節の国際協力といたしまして、海外の個人情報保護機関との連携について、各国の実績を記載するほか、25ページ目は国際会議への出席ということで、委員長、委員も含め、御出席を頂いている国際会議への出席状況について、記載をしております。

本文の最後は、26ページ目に第3節人材育成について記載をしております。第2段落ですが、平成27年度、特に情報セキュリティ分野ですとか、広報、相談業務の関係に重点を置いて対応した研修の実施状況について、整理をいたしております。

本文は以上でございまして、27ページ目からは、本文の各部分に相当する内容を図表という形で整理しております。

27ページ目の1ポツからが委員会会議で、特定個人情報保護委員会のところ、30ページ目が個人情報保護委員会以降で、それぞれ議題を整理しております。

31ページは監視・監督に関する通知文書ですとか、会議における周知情報を記載しております。

33ページ目は監視・監督の処理状況で、対応事項と件数について、記載させていただきました。

4では、マイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況。

34ページ目の6では、個人情報保護法の質問ダイヤルの受付状況を記載しているところです。

同じページの7で、説明会についても、主催団体を、回を追うごとに開催回数、参加者数、それぞれについて記載をする予定でございます。

8では、出席をしました国際会議、交流をしました外国機関について、表上でまとめております。

最後ですが、36ページ目に職員研修についても、委員会が主催をしている主なもの、外部の機会を通じて参加している主なものについて、表上でまとめております。

この内容につきまして、本日の委員会で御決定を頂きましたら、先ほど松元課長から御

説明がありましたとおり、各省に対して内容の照会を行う各省協議の手続を行いまして、必要であれば修正も含めて、おって以降の委員会会議で改めてこの内容の御報告をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

○加藤委員 33ページなのですが、下のところで4が2つあるのです。これはよろしいのですか。マイナンバー苦情あっせん相談窓口と、その下に評価実施機関の特定個人情報というものがあります。

○事務局 修正いたします。

確認漏れでございました。おそらく目次にも反映させなければならぬと思いますので、改めて本文との対応も含めて、各省協議前に確認させていただければと思います。

ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会への改組時、こういう記録がきちんと残っているのは、後々の参考になると思います。そういう意味で非常に経過が分かるようになっており、よくまとめているなど思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

加藤委員の指摘のケアレスミスがありますので、それを修正しまして、各省協議にかかる案として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 事務局におきましては、この素案によりまして、各省協議の手続を進めていただければと思います。各省協議等の過程で修正を要する場合、基本的には事務局に一任し、重要な修正であるときは、事務局と私とで調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局、どうもありがとうございました。

次に議題(2)「委員会の体制整備に伴う所管法令の改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 よろしく願いいたします。

資料といたしましては、資料1とその後ろに別紙1、2、3があろうかと思えます。

資料1ですが、平成28年度の当委員会の体制整備を図るための所管法令の改正について、御審議、御決定を頂くものでございます。

平成28年度予算につきまして、財政当局等の調整を経て、内示を頂いているものについて、法令で位置付けをきちんと明確にする趣旨でございます。

1. 2. 3. とありますとおり、法形式が3つございます。政令と内閣府令と訓令です。それぞれ御決定を頂きたいと思っております。

「1. 政令」につきましては、課長級の参事官を事務局に今は1人設置しておりますが、平成28年度からは1人増やして、計2人とさせていただきたいと思っております。

第1条で参事官は1人置くとしておりますが、参事官は2人とさせていただきます。

今は第2条第18号で、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督を総務課が所掌しておりますが、そのうちの一部を切り出しまして、新しい第3条第2号に、特定個人情報の取扱いのうち情報システムを使用するものについて、新たな参事官の職務として対応していきたいということでございます。

これによって切り出される総務課には、情報システム関係以外の監視・監督の仕事が引き続き残るといふ形の整理でございます。

本件は、御決定を頂きましたら、政府内手続を経て3月22日に閣議を行い、3月30日の予定で公布をさせていただき、4月1日から施行したいと考えております。

次に「2. 内閣府令」でございます。

こちらは事務局に置かれる企画官に関するものです。ややこしいのですが、事務局総務課に置かれる企画官と事務局に直で置かれる企画官と2種類ありまして、今回は事務局に直で置かれる企画官を2人から4人に増やすものでございます。こちらも同様に、3月30日の公布、4月1日の施行を予定しております。

最後に「3. 訓令」でございますが、事務局内部組織規程の一部改正になります。第2条で、課長補佐のうち1人は検察官をもって充てるという規定を追加したいと思っております。

検察官につきましては、検察庁法の中で、他の法律で特別の定めがある場合を除いて、基本的には検察官としての業務をすることが法律の中で謳われております。他の法令で定める場合として、当委員会の業務を行っていただくために「検察官をもって充てる」という表記を加えるという内容のものでございます。

以上、簡単ですが、御説明させていただきました。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

よろしいでしょうか。

いずれも、体制整備に関するものでありますので、必要な改正ということになります。

特に御意見がありませんので、それぞれの議案のとおり決定しまして、閣議等の必要な手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀部委員長 それでは、先に進めさせていただきます。

次に議題（３）「行政不服審査法の全部改正に伴う委員会規則・告示の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくをお願いします。

私からは、資料２に沿って説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴う委員会規則・告示の改正についてです。行政不服審査法が全部改正になったという法改正がありました。行政不服審査法は昭和37年にできた法律ですけれども、２年前にその全部を改正するという法律が成立しまして、新しい行政不服審査法になりまして、来月、平成28年４月１日から施行されることになっております。

当委員会が関係する改正の内容としましては、従来、行政不服審査法上の審査請求と異議申立てという２つの仕組みがあって、合わせて不服申立てがありましたけれども、新しい法律では、審査請求に一元化されることになっております。これに伴いまして、当委員会の規則及び告示の改正が必要になるというものであります。

２の○に掲げておりますけれども、委員会規則が１つ、告示が１つということになっております。

具体的な説明に入る前に、スケジュールを先に申し上げますと、これは法改正に伴い、当然に必要な規定の整備という改正ですので、行政手続法による30日間のパブコメという手続は行わずに公布することを考えております。本日決定いただいた後は、官報掲載の手続に入りまして、今月中又は４月１日に官報に掲載する予定、施行は４月１日にしております。

次のページの別紙１は、新旧ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第12号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の改正です。

下の現行をご覧くださいますと、規則の第４号に「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」という文言がありますので、この文言を改正する必要があるわけですけれども、なぜ改正案が上のような条文になるかにつきまして、口頭で説明を申し上げますと、元々この第４号は番号法第19条第12号に基づき定める政令という番号法施行令が現に存在しまして、その政令の別表の第20号に「行政機関個人情報保護法第42条の規定による諮問が行われるとき」という条文があります。これが行政機関版なのですが、これの地方公共団体版として第４号を定めたというものがああります。この規定ぶりは、今、申し上げました行政機関個人情報保護法第42条の規定ぶりをほぼそのまま使ったということになっております。

行政不服審査法の改正に伴いまして、行政機関個人情報保護法第42条が改正され、４月１日に施行となっておりますので、改正後の行政機関個人情報保護法の書きぶりに沿って書くところになるということになります。

上をご覧くださいますと、開示決定等に加えまして、又は開示請求等と括弧が開いてありますが、それに係る不作為についての審査請求も新たに特定個人情報の提供をしてよい場合に加わるということになります。

審査請求があった場合においてということで、ここで行政不服審査法（平成27年）というものはありませんが、これは新しい法律の下では、審査請求という4文字を書けば、行政不服審査法による審査請求であるということが明確であるという整理になりましたので、法律名を引用するという形はしないで改正するものになります。

以上、そういう形式改正をこの規則でさせていただきたいと考えております。

続きまして、別紙2の行政機関等向けのガイドラインの改正についても、駆け足ですが、説明させていただきます。

こちらも新旧で、右の改正前と左の改正後、かなりたくさんの変更事項がありますけれども、これは元々、現行のガイドラインが行政機関個人情報保護法の条文をほぼなぞった形で書いたという形で規定しておりまして、改正後のガイドラインも行政不服審査法の改正に伴って改正されました行政機関個人情報保護法の規定どおりに書くということで、見た目は大きく変わっていますが、法律の条文をそのままなぞるという意味においては変わらない。そういう形式改正だと考えております。

時間の関係上、細かい説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 法律の整理が非常に分かりにくい内容になっていますけれども、どちらにしても資するように発展すべきであるし、具体的な内容は極めて簡単な話なのですね。かなり適切な内容になってきていると思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

これは先ほど説明がありましたように行政不服審査法という法律がありまして、行政庁の処分に対して不服申立てをするというもので、1962年に制定されました。その全部改正が2014年ですから、半世紀ぶりの全面改正があったということでもあります。そういうことで、法律自体が変わりまして、それに伴う関係規則・告示の改正ということですので、例えば加藤委員から分析がありましたようなことで、それぞれの原案につきましては、そのとおり決定し、事務局において官報掲載の手続きをとりますので、進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そうさせていただきます。

事務局、ありがとうございます。

議題（4）「平成28年2月出張報告」につきまして、事務局から、御説明をお願いします。

○事務局 平成28年2月の出張報告をいたします。

資料3をご覧ください。平成28年2月23日から26日まで、堀部委員長及び事務局職員でアイルランド及びドイツ連邦共和国を訪問いたしました。

訪問先におきましては、我が国における個人情報保護委員会の発足、個人情報の保護及びマイナンバー制度の動向等を紹介いたしまして、先方からは個人情報の保護に関する最近の取組の説明があった後、それぞれの意見交換をいたしました。また、EU一般データ保護規則の各国への影響、米EUプライバシーシールドの検討状況、データ保護機関への情報提供等につきまして、ヒアリングを行いました。

私からは以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○事務局 私からはAPECの報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

平成28年2月22日から27日まで、熊澤委員と事務局職員で、ペルー共和国のリマにおいて開催されました2016年APEC貿易・投資委員会電子商取引運営グループの会合に出席してまいりました。

このグループはAPECエコノミー内で電子商取引を活性化することを目的として開催されているもので、その会合の分科会としてデータ保護やプライバシーの保護について検討する分科会も開催され、これらの会議に出席しております。

先ほど申し上げましたデータプライバシーの分科会におきまして、熊澤委員から個人情報の保護に関する法律の改正法が我が国において昨年9月に成立したこと、当委員会が本年1月に設置されたことを報告していただきまして、今後は、国際的な執行協力を推進していきますということを説明していただきました。

今回、約1週間会合はあったのですが、その中で一番のトピックは、APECのCBPRシステム、国境を越えて個人情報を移転する際のルールづくりについて、より多くの企業やより多くの国が参加できるようにしていきましょうということを議題として議論が行われました。

私からは以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いします。

嶋田委員。

○嶋田委員 今、御説明いただいたCBPRに関するワークショップで、増やすための取組についてなのですが、何か目標設定は話し合われたのですか。

○事務局 目標設定をAPECの中でというのはなかったのですが、アメリカ自体が今年中に参加企業を全体として100に増やすという目標を掲げておりまして、アメリカ主導で新しい策を考えていきましょうということが取り上げられておりました。

○嶋田委員 全体的な目標設定という話合いではないのですね。

わかりました。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

これは報告ということですので、以上で終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

非常に大きな変化の兆しがあるところですので、そういうところも認識しながら、我が国としてどう対応していくか検討していかなければならないところは多々あると思います。

どうもありがとうございました。

次に、議題（５）「その他」です。

「情報提供ネットワークシステムのセキュリティ機能確認・検証結果について」、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 ご報告させていただきます。

番号法第２条第14項に、情報提供ネットワークシステムとは、特定個人情報の提供を管理するために総務大臣が設置し、及び管理するものと定められております。そして番号法第21条において、総務大臣が委員会と協議して情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする、と定められております。

今回この情報提供ネットワークシステムのセキュリティ機能に係る確認・検証ということで、このネットワークシステムの運用が開始される前に、協議の前提としまして、このネットワークシステムの安全性・信頼性が十分に確保されているか、システムに実装されているセキュリティ機能について、確認・検証を行いました。

実施の概要ですけれども、観点としまして3つございます。不正アクセス、不正ソフトウェア対策は適切に講じられているか、アクセス制御は適切に講じられているか、情報通信の暗号化が行われているか、という観点で確認をいたしました。

対象とするシステムは情報提供ネットワークシステムです。対象書類としましては、構築に係る設計書類群を確認しました。

実施の内容につきましては、設計書類群を査読いたしまして、その中で洗い出された問題点・疑問点について文書により照会をかけております。そしてその結果に基づきまして妥当性の検証を行いました。

適用の基準としましては、このネットワークシステムの運用に関する事務全項目評価書（特定個人情報保護評価書）と当委員会で定めておりますマイナンバーガイドラインの別添（安全管理措置）を基準としまして、これらを基に事務局であらかじめセキュリティ機能のチェック項目を定めております。

期間につきましては、昨年10月から12月にかけて査読を行いまして、1月から分析作業を行いました。この体制については、専門の業者を調達しまして、その業者において査読を実施し、そこで洗い出された問題点等につきまして事務局において検証しております。

今回、システムについて確認・検証した結果につきましては、システム開発をしている内閣官房社会保障改革担当室及びこのシステムを実際に運用する総務省大臣官房企画課個人番号企画室に通知して、確認を要する事項について継続して確認することを考えております。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 確認項目をお聞きして、しっかり確認されていて良いと思います。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

このシステムがないと実際には互いに情報の照合ができないわけで、また集中管理に対する懸念がありますので、その点を踏まえて分散管理による上でも重要な意味を持っております。

このシステムは当委員会と協議して総務大臣が設置することとされておりますので、このように説明いただきました。大塚調査官からの説明のとおり、今後の手続を進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、「社会保険診療報酬支払基金の評価の実施時期協議」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価の実施時期の協議について、御説明させていただきます。

特定個人情報保護評価指針におきましては、第6の1の(1)イにおきまして、委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期については、システムの要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定するとされております。

これに基づきまして、社会保険診療報酬支払基金から協議依頼が提出されておりますので、御説明させていただきます。

社会保険診療報酬支払基金が実施する特定個人情報保護評価につきましては、システムの開発スケジュールについては、①システムの要件定義終了の時期は平成27年9月までであり、プログラミングの開始時期は平成28年5月頃を予定しております。

要件定義の段階で評価を実施できなかった理由につきましては、番号制度の導入に伴い、新規の事務を行うこととなり、新規のシステム開発が必要となったこと。既存の事務がないため、運用等において新たに検討すべき点が多いことから、要件定義終了時点では、特定個人情報保護評価指針の各記載項目について、リスク対策面等において、より詳細に検討すべき点があった。このため、設計の段階において、評価書の記載内容を並行的に検討することとしたものでございます。

2月24日付け本営法000153号にて、社会保険診療報酬支払基金から特定個人情報保護評価の実施時期について、協議依頼が提出されております。

以上のとおり、社会保険診療報酬支払基金が実施する特定個人情報保護評価の実施時期につきまして、要件定義終了までに一連の評価の手続が終了しないことから、プログラミ

ングの開始前に実施するという事で差し支えないかお諮りさせていただきたいと思えます。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 新しく開発ということなので時間がかかるという話なのですが、具体的には、支払基金の中でどんなファイルを作るのか、具体的に何と何を組み込んだファイルをつくるのか、その辺はどうなのですか。

○事務局 社会保険診療報酬支払基金で保有するファイルですけれども、医療保険につきましては、健康保険組合ですとか国民健康保険組合、協会けんぽ、後期高齢者広域連合などの保険者の情報があるわけですが、今回、支払基金では、それらの保険者が保有している加入者の資格の情報を管理するという事、誰々さんがいつからいつまで、どこの保険者に加入していたかという情報を管理するという事務が新たに発生しております。

これについて、特定個人情報ファイルを保有することで、評価を実施することになっていきます。

○堀部委員長 よろしいですか。

○阿部委員 そうすると、例えば保険について資格、加入する保険が変わったときに、番号で本人確認ができて、本人がいつ、どの保険からどの保険に変わったとか、そういう名簿管理ができるということでしょうか。

○事務局 そうですね。まさに誰がいつ、どの保険者からどの保険者になったという事象が一覧で確認できるということになります。

○其田事務局長 転々としてくる人がいると思いますので、それを横串で人ごとに管理ができて、保険料を払っていたかどうかともきちんと管理ができるということを新たな仕事として始めるということです。

○阿部委員 従来の保険者ごとのリストでは、その部分しか分からない。

全体として分からないわけですね。

それをきちんとして、支払があったものについては、全部一括管理できるということ。

○事務局 そうですね。

○阿部委員 分かりました。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

これについては、これまでも何件か議論しているので、それぞれの機関でそのように対応していただいているのですけれども、全てが対応し切れないということもありまして、こういうことで差し支えないということでやっていただくことにしております。

それでは、社会保険診療報酬支払基金の特定個人情報保護評価の実施につきましては、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することで差し支えな

いこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、社会保険診療報酬支払基金に対しまして、事務局からその旨をお伝えいただきたいと思います。

○事務局 支払基金に対し、伝達いたします。

○堀部委員長 よろしくをお願いします。

次に、海外渡航承認の決裁省略につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 委員長及び委員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の承認手続きにつきましては、これまでこの委員会会議で承認いただいた後、決裁文書にそれぞれ押印いただいていたという実務がありました。

事務の合理化、簡素化をさせるために、決裁文書の作成手続を省略したいと考えております。その理由は2つありまして、一つは議事概要に承認された旨をいつも掲載しておりますので、委員会承認を得ていることが証明できるということ、もう一つは、議事運営規程では、決定文書を作成するときは決裁文書が要らなくなっておりまして、まさに個々の委員に対しましては承認の文書を渡すということが決定文書の作成に該当すると思っておりますので、そのようにしたいと思っております。

私の説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

今後の海外渡航承認については、ただいま説明いただいたように、取り扱うこととしたいと思います。

最後に、議事概要につきまして、栗原企画官から説明をお願いいたします。

○栗原企画官 資料4をご覧ください。

事務局におきまして、昨年12月18日に開催されました第67回特定個人情報保護委員会、本年1月26日に開催されました第1回個人情報保護委員会の議事概要の案をそれぞれ作成いたしました。

内容を御確認いただきまして、御了承いただければ、ホームページに記載したいと考えています。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

事前に御確認いただいておりますので、そのとおりに確認していただくということで、御了承いただきたいと思います。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料については、資料1、2については公布と同時に公表することとし、その他の資料については速やかに委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございました。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の会議は以上をもちまして閉会とさせていただきます。事務局から今後の予定を説明願います。

○松元総務課長 次回は、3月29日火曜日の15時から行う予定です。場所については、3月22日から執務室が移転しますので、移転後の会議室で行います。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。